参考資料１

用語集

No.	用語	用語解説
1	ホワイトスペース	放送用などの目的に割当てられているが、地理的条件や技術的条件によって、他の目的にも利用可能な周波数（新たな電波の活用ビジョンに関する検討チーム報告書）。
2	ハード・ソフト一致	無線局の免許人（ハード事業者）となろうとする者が、放送の業務を行う者（ソフト事業者）となろうとする者と同一の者である場合のこと。
3	ハード・ソフト分離	無線局の免許人（ハード事業者）となろうとする者と放送の業務を行う者（ソフト事業者）となろうとする者とがそれぞれ別の者である場合のこと。
4	放送	公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法第２条第１号に規定する電気通信をいう。）の送信（放送法第２条第１号）。
5	基幹放送	電波法の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送（放送法第２条第２号）。
6	一般放送	基幹放送以外の放送（放送法第２条第３号）。
7	届出一般放送	放送法第 133 条第１項の規定により届出が必要な一般放送。
8	地上一般放送	一般放送であつて、衛星一般放送及び有線一般放送以外のもの（放送法施行規則第２条第４号の２）。
9	エリア放送	地上一般放送の業務区域に関する概念。 放送法施行規則第 142 条第２号において、「一の市町村（特別区を含み、地方自治法第 252 条の 19 第１項に規定する指定都市にあつては区とする。）の一部の区域（当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とする。）のうち、特定の狭小な区域における需要に応えるための放送」と規定されている。
10	業務区域	一の送信機により電波が到達する区域。放送法第 133 条第１項の規定により、一般放送の業務を行おうとする者の届出事項とされている。
11	業務を予定する区域	一般放送の業務を行おうとする者が、同一の放送番組を提供することを予定している特定の区域のことで、いわゆるサービスエリ

		アを指す。業務を予定する区域について、一の業務区域ではカバーが困難な場合、複数の業務区域によってカバーすることとされている。
12	放送の業務	番組の編集を行うことを前提とする「送り伝える意図」に基づき「送信」する行為を社会生活上の地位に基づき、継続して行う事業（金澤薫著『放送法逐条解説（改訂版）』）。「ソフト」と通称されることがある。また、放送の業務を行う者は「ソフト事業者」と通称されることもある。
13	無線局	無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体（但し、受信のみを目的とするものを含まない。）（電波法第２条第５号）。無線局の免許人は「ハード事業者」と通称されることがある。
14	地上一般放送局	地上一般放送を行う無線局であつて、地上一般放送を行う実用化試験局以外のもの（電波法施行規則第４条第３号の３）。 このうち、エリア放送を行うものについては、電波法令において、「エリア放送を行う地上一般放送局」と称されている。
15	一次業務／二次業務	周波数割当計画（平成 20 年総務省告示第 714 号）において、二次業務の無線局は、次の条件に従って開設することを条件に周波数の割当てを受けることができるとされている。 ①二次業務の無線局は、周波数が既に割り当てられ、又は後日割り当てられる一次業務の無線局に有害な混信を生じさせてはならない。 ②周波数が既に割り当てられ、又は後日割り当てられる一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。
16	電波利用料	電波法第 103 条の２第４項各号に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（電波利用共益費用）の財源に充てるために免許人等が納付すべき金銭（電波法第 103 条の２第４項）。
17	技術基準適合証明等	技術基準適合証明等（技術基準適合証明又は工事設計認証）は、携帯電話端末、ＰＨＳ端末などの小規模な無線局に使用するための無線設備（特定無線設備）について、電波法に定める技術基準に適合していると認められるものである場合、その旨を無線設備１台ごとに証明又は無線設備のタイプ（正確には「工事設計」という。）ごとに認証する制度で、電波法第３章の２（第 38 条の２の２～第 38 条の 38）「特定無線設備の技術基準適合証明等」において規定されている。 なお、電波法令では、技術基準適合証明等により電波法に定める技術基準に適合していると認められるものであるとの表示を付された無線設備のことを「適合表示無線設備」と規定している（電

		波法第４条第２項)。
18	Ｉ／Ｎ	干渉波電力対雑音電力比のこと。 エリア放送から地上デジタル放送への干渉の混信保護基準として、情報通信審議会一部答申「ホワイトスペースを活用した放送型システムに関する技術的条件」(平成 24 年１月）において、単位帯域幅（10kHz）あたりのＩ／Ｎが-10dB を上回らないこととされたことを踏まえ、電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）に規定している。これに基づき、同審査基準では地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局からの電界強度が 51dBμV/m 以上の範囲において、エリア放送を行う地上一般放送局からの電界強度が 12dBμV/m を超えないことを確認することとしている。
19	先願主義	先に総合通信局に到達した免許申請から審査を行うこと。 ※なお、エリア放送を行う地上一般放送局の免許申請においては、送付による申請の場合、①引受時刻証明の取扱いとした書留郵便又は②信書便事業者において引受日時の記録を行う信書便のいずれかに限っており、①の場合は引受時刻証明により証明された日時、②の場合は信書便事業者において引受けがされたとして記録された日時が到達日時とみなされる。
20	特定ラジオマイク	高音質型のワイヤレスマイクとして、コンサートやイベント会場等で用いられているもの。携帯無線通信用周波数を確保するため、現行の 700MHz 帯から、地上テレビジョン放送用周波数のホワイトスペース帯又は1.2GHz 帯への周波数移行に向けた技術的検討を実施することとしている（平成 23 年 9 月周波数再編アクションプラン）　。他周波数帯からの移行であり、現帯域と同水準の利用の確保が必要であることから、他のホワイトスペース利用システムよりも優先的に取り扱っている(優位の二次業務)。
21	運用調整	ホワイトスペースにおいては、ホワイトスペース利用システム間における混信を回避するため、実運用情報に基づき、各システムの運用者間で使用場所、使用時間帯、使用チャンネル等についての調整を実施することを指す。